

共立社定款及び公認会計士監査規約の一部改正

改正	現行	改正理由
<p style="text-align: center;">共立社 定款</p> <p>第 3 章 役職員 (役員の責任)</p> <p>第 23 条</p> <p>※ 1～9 省略</p> <p>10 理事 次に掲げる行為</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 法第 31 条の 9 第 1 項及び第 2 項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>※ 以下省略</p> <p>第 6 章 事業の執行 (事業の品目等)</p> <p>第 70 条</p> <p>※ 1～3 省略</p> <p>4 第 3 条第 4 号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、<u>学生総合共済事業及び全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業</u>及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共</p>	<p style="text-align: center;">共立社 定款</p> <p>第 3 章 役職員 (役員の責任) 10 項(1)イ 条番号の改正</p> <p>第 23 条</p> <p>※ 1～9 省略</p> <p>10 理事 次に掲げる行為</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 法第 31 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>※ 以下省略</p> <p>第 6 章 事業の執行 (事業の品目等)</p> <p>第 70 条</p> <p>※ 1～3 省略</p> <p>4 第 3 条第 4 号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業等の共済事業の業務の一部を受託す</p>	<p>10 項(1)イ 条番号の改正 消費生活協同組合法の改正に伴う「消費生活協同組合模範定款例」の改正が行われ、条号が変更された為。</p> <p>4 項への追加</p> <p>これまで大学生協連で取扱って来た「COOP 学生総合共済」を共済連、大学生協連の共同引受けとして取扱いを開始する為。</p>

共立社運営規約及び共立社役員選任規約の一部変更(案)

改正	現行	改正理由
<p>済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、<u>自動車総合補償共済事業等</u>の共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とします。</p> <p>※ 以下省略</p> <p>附則 1～2 2015年6月16日 一部改正 省略 2021年6月15日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">公認会計士監査規約</p> <p>(公認会計士の意義等) 第2条 2.(1) 2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできません。 (1) 公認会計士法の規定により、決算関係書類(消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)第31条の9第2項に規定する決算関係書類をいう。)について監査をすることができない者</p>	<p>る受託共済事業とします。</p> <p>※ 以下省略</p> <p style="text-align: center;">公認会計士監査規約</p> <p>(公認会計士の意義等) 第2条 2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできません。 (1) 公認会計士法の規定により、決算関係書類(消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)第31条の7第2項に規定する決算関係書類をいう。)について監査をすることができない者</p>	<p>労働者共済連(愛称こくみん共済 COOP)で取扱っていた「マイカー共済」を取扱う為。</p> <p>追加</p> <p>2項(1)の改正</p> <p>消費生活協同組合法の改正に伴う改正の為。</p>